令和６年度東北地域の自治体事業承継支援における

効果的な施策・連携体制構築等の調査事業

自治体伴走支援実証事業応募用紙

提出日：令和６年　　月　　日

**■ 応募自治体の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 自治体名 |  |
| 所在地 | 〒　　　　－　　　　 |
| 担当部署名※複数の場合は主担当部署を記載。 |  |
| 担当部署責任者名・役職 |  |
| 担当者名・役職 |  |
|  |  |
| 電話番号（担当者） |  |
| メールアドレス（担当者） |  |

**■ 参加要件についての確認**

|  |  |
| --- | --- |
| [ ]  | 応募自治体が、主体的に事業承継支援を企画・実施すること。 |
| [ ]  | 実証事業終了後に、アンケート調査やヒアリング調査への協力が可能であること。 |
| [ ]  | 実証事業の進捗状況について、事務局からの問合せに対応できること。 |
| [ ]  | 当事業公募要領「1.（6）事業承継支援に係るセミナー」への参加が可能であること。 |
| [ ]  | 当事業公募要領「1.（7）成果報告会」について、事務局から依頼のあった場合に、参加・発表・資料の公開等を行うことに了承できること。 |
| [ ]  | 当事業公募要領「1.（7）成果報告会」を録画、後日配信することに了承できること。 |
| [ ]  | 当事業公募要領「1.（8）実証結果・成果報告書」への作成協力及び公表を了承できること。 |
| [ ]  | 実証事業期間終了後も、本事業の取組を踏まえて、継続して事業承継支援に取り組むこと。 |
| [ ]  | その他、当事業公募要領に記載されている内容について承諾すること。 |
| [ ]  | 当事業に関わる支援関係者が次のいずれにも該当しない者であること。＊法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) であるとき又は法人等の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) が、暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき＊役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき＊役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき＊役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき |

**■ 申請内容について**

|  |
| --- |
| **①当自治体の中小・小規模事業者における事業承継の現状・課題****②事業承継支援に関する当自治体のこれまでの取組・課題**※「事業承継支援に関する課題」は自治体の支援のみならず、支援機関による支援を含む内容でも可 |
|  |
| **③事業承継支援に関する今年度の取組計画****④事業承継支援に関する今後の取組方針や目指す将来像**※公募要領1．（3）のテーマ例も参考に、自治体の事業承継支援取組計画等を記載してください。※外部専門家にアドバイスいただきたいことなどがありましたら、ご記載ください。 |
| **⑤本実証事業における実施事項及び費用の想定・実証事項のスケジュール感**※「スケジュール感」については、実証費用が支出可能な期間が、２０２４年９月頃から２０２５年２月上旬までであることを考慮して記載してください。 |
| 実施事項 | 想定費用（円） | スケジュール |
|  |  |  |

|  |
| --- |
| **⑥本実証事業に関する自治体内の連携体制・他の支援機関や民間事業者との現在の連携と各役割**※「他の支援機関や民間事業者」については、例えば、事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関、商工会議所や商工会等の支援機関、金融機関、民間のマッチング機関等を想定しておりますが、限定はありません。 |
| 自治体内の連携体制 |  |
| 他の支援機関や民間事業者との連携 |  |

|  |
| --- |
| **⑦その他、事業承継支援に関係した当自治体における特徴的な取組等（任意記載項目）** |
|  |

※【ご登録いただいた情報の利用目的について】

本応募用紙の作成にあたりご提供いただきました情報については、事務局（東北経済産業局）において、伴走支援地域の選定にあたっての審査資料としてのみ利用し、その他の目的では使用しません。

以上